

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数		継続支出の有無	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当 官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年4月3日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に基づく情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、道路利用者に対し、適時適切に提供するものである。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、委託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、また、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、道路利用者の交通の安全確保に重大な事象であることに鑑み、ラジオ、テレビ等を通じ、優先的に情報提供に努めることが求められる。 公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報の充実・広域化の必要性を背景に、警察・道路管理者間の情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。 当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築するとともに、全国の道路管理者及び公安委員会に職員を配置することにより、全国各地の様々な道路に関する情報を一元化し、提供できる体制を有しており、また、職員は、テレビ、ラジオ等のメディアを通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 さらに、災害等非常発生時においては、道路利用者に対し、緊急に情報提供することが求められるため、電気通信事業法に基づき、優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣から指定を受けている団体である。 このように、現状において、道路利用者の安全と利便を図るため、道路及び道路交通に関する情報を収集、提供を行い、もって道路交通の安全と円滑化に資することができる唯一の団体である。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	219,256,000	219,256,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路交通の安全と円滑化の実現といった政策目的の達成に必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。	有	
海洋開発技術者育成のための基盤整備業務	支出負担行為担当 官 大臣官房会計課長 榊 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年4月3日	公益財団法人日本財団 東京都港区赤坂1-2-2	8010405009495	周辺海域に開発現場のない我が国においては、これまで、海洋開発技術者を育成するための産学による育成システムが確立しておらず、このため、産業界のニーズをまなえた育成カリキュラム・教材の整備や、実習機会の確保など、海洋開発技術者の確保・育成に向けたシステムの構築が必要である。このため、本事業では、海洋開発技術者育成のための基盤整備として、専門カリキュラム・教材の開発及び海洋資源開発に用いられる船舶等の構造物(以下、「海洋構造物」という。)のオペレーションを理解するためのシミュレーションシステムの開発を行い、人材育成システムの基盤を整備することを目的としている。 海洋開発に必要な技術は、機械、電気、化学、造船、資源、土木等多岐にわたるが、これらの技術を包括的に取り扱い、教育を行っている大学の学部・学科は日本には存在しない。このため、専門カリキュラム・教材やシミュレーションシステムは、これまで我が国において開発・策定されたものがなく、本事業の実施にあたって、その検討・開発業務を最優先に実施するために、事前に開発手法等の仕様を確定することは困難である。 また、実際の教育現場で使用しやすい教材とするためには、一度策定した教材を大学等で試用し、そのフィードバックを受けブラッシュアップすることが必要となるが、上述のとおり、我が国において海洋開発に必要な多岐にわたる技術を体系的・包括的に取り扱う大学は存在せず、さらに、策定する教材も、海洋開発産業全般を広く解説したものから、海洋開発分野で必要となる工学的知識を解説したもの、果ては同分野に必要なビジネス面の知識等を解説したものに至るまで、非常に広範かつ多岐にわたるため、ブラッシュアップのための手法に係る仕様を予め確定することも困難である。 したがって、本業務は、公示によって企画提案書の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式を行い、最適な開発手法等の仕様を確定することが適切であると考えられるため、手続きを進めたところである。 その結果、選定業者名に掲げる法人は、業務内容の理解度、提案内容の正確性、業務遂行の確実性、業務実施の効率性等において、高い評価を受け選定されたため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。	139,966,749	139,576,321	99.7%	-	公財	国認定	1	本業務は、海洋に関する産業分野の人材や技術の専門家を養成・確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行わずなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
道路交通情報に関する業務(委託)	支出負担行為担当 官 北海道開発局開発監理部長 山本 健一 北海道札幌市北区8条西2	平成29年4月3日	公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	・会計法第29条の3第4項 本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、委託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。 (公財)日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者間において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、収集業務に関して、各地方整備局等から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	78,352,000	78,352,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路利用者の安全と利便を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達適正化について」(平成18年財計第2017号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有	

事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務一式	支出負担行為担当 官 自動車局長 藤井 直樹 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月3日	公益財団法人交通事故総合分析センター(0-TARDA) 東京都千代田区猿樂 郡2-7-5 住友水産ビル4階	2010005018547	本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づき交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	58,995,556	58,990,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故要因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じるといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていたものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。なお、本業務は平成30年度で終了する事業である。	有
平成30年地価調査業務	支出負担行為担当 官 土地・建設産業局長 谷崎 暁 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月3日	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル	7010405010470	本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を全面的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,500人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。このことから、本業務の実施者の選定においては企業競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から1者から企画提案書が提出された。企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、実施方針、特定テーマに係る提案が優位であり、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められたことから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と契約するにあつての最優格者と判断し特定したものである。よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。	56,980,800	56,455,920	99.1%	-	公社	国認定	2		本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公示するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企業競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
新たな街路交通施策の展開に関する検討業務	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月3日	共同提案体(代表者) 公益財団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、郊外住宅団地等を対象に、自動運転システムを活かしたモビリティをいかに確保し、高めていくか、郊外住宅団地等における人口動態、交通形態、道路等の整備状況等の特性に対応したモビリティ確保の方策を検討すること及び、流通拠点等における物流交通への適用可能性について検討を行うことを目的としている。本業務の履行にあつては、郊外住宅団地等における人口動態、交通形態等について定量的、客観的に把握し、モビリティに関する課題について分析を行う能力を有していることに加え、モビリティ向上に資する交通体系検討を行う能力及び、自動運転技術の活用を考慮した、最適と考えられる交通体系を導き出すための能力を有していることが必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成29年3月9日から3月29日までの期間、庁内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、6者から企画書の提出があった。提出のあった6者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、パンフィックコンサルタンツ株式会社の企画提案が、他社と比べて優れていることから、同株式会社特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	20,876,400	20,844,000	99.8%	-	公財	国認定	2		本業務は、都市機能を高めるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
平成30年土地基本調査に係る母集団整備手法の検討及び標本設計等業務	支出負担行為担当 官 土地・建設産業局長 谷崎 暁 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月3日	公益財団法人 統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田 神保町3-6	1010005018944	本業務は、平成30年に実施予定の法人土地・建物基本調査の適正かつ効果的な実施に向けて、的確な母集団整備手法、適正な標本設計の検討等を行うものであり、本業務を適切に遂行するためには、統計手法等の統計理論に対する知見を有するともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。このことから、本業務の実施者の選定においては企業競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益財団法人統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として公益財団法人統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。	16,599,600	15,919,200	95.9%	-	公財	国認定	1		本業務は、総合的な土地政策の推進に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていたものである。今後は、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

海洋開発技術者育成のための海外連携体制構築のための調査	支出負担行為担当 大臣官房会計課長 神 真一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年4月6日	公益財団法人日本財団 東京都港区赤坂1-2-2	8010405009495	周辺海域に開発現場のない我が国においては、これまで、海洋開発技術者を育成するための産学による育成システムが確立しておらず、このため、産業界のニーズをふまえた育成カリキュラム・教材の整備や、実習機会の確保など、海洋開発技術者の確保・育成に向けたシステムの構築が必要である。このため、本事業では、海外の海洋資源・エネルギー開発関連企業や大学等に対し、学生をインターンシップ・留学に派遣することが、技術者育成に必要な経路を有する重要な機会になるという認識のもと、平成28年度に検討した学生派遣のモデルケースの検証を行い、実際に学生を派遣する際の課題の抽出と整理を行うとともに、学生を継続的に派遣するために必要な仕組みについて検討することを目的としている。 本事業の実施にあたっては、技術的な側面のみならず、国内の教育制度・体制等の観点も含めた調査を実施する必要がある。加えて、学生の派遣先候補も多岐にわたるため、実際にオンタレンシップ・留学に学生を派遣する派遣元と派遣先の組み合わせは無数に想定される。しかしながら、我が国と海洋技術者の育成に関する海外の企業・大学等との連携体制は不十分な状況にあり、平成28年度に特定事例に基づき検討した学生派遣のモデルケースが、想定される複数のケースに対応可能か検証するための、適切な手法等の仕様を確定することは困難である。 したがって、本業務は、公示によって企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式を行い、最適な開発手法等の仕様を確定することが適切であると考えられるため、手続きを進めたところである。	19,826,546	19,764,110	99.7%	-	公財	国認定	1	本業務は、海洋に関する産業分野の人材や技術の専門家を養成・確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
H29荒川下流学術支援運営補助業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 中須賀 淳 東京都北区志茂5-41-1	平成29年4月10日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の特徴や荒川放水路建設の経緯、荒川下流域の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防意識の向上及び河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	15,001,200	14,990,400	99.9%	-	公財	国認定	1	最終予定価格は16,502,400円、最終契約金額は16,448,400円	本業務は、水防及び河川環境保全の意識啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
H29荒川下流広域啓発活動補助業務	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 中須賀 淳 東京都北区志茂5-41-1	平成29年4月10日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川知水資料館(以下、「資料館」という。)を拠点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の理解の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、監督職員を支援し、広報啓発活動の円滑な履行を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とすることから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会は、企画提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	11,005,200	10,994,400	99.9%	-	公財	国認定	1	最終予定価格は12,917,800円、最終契約金額は12,895,200円	本業務は、河川行政及び水防意識の理解促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成29年度 防災教育及び河川教育の普及・展開に関する広報検討業務	支出負担行為担当 水管理・国土保安局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年4月19日	公益財団法人 河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9 住友生命日本橋小伝馬町ビル2階	9010005000135	本業務は、(1)平成28年度に作成した防災教育及び河川教育の広報資料(案)の教育現場での活用及びその結果を踏まえた改善(2)避難訓練などの教科学習以外の時間を活用した防災教育及び河川教育の広報資料(案)の検討・作成を行い、学校教育現場における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまでに同種あるいは類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今般企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は、「実施方針等」、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号	14,958,000	14,958,000	100.0%	-	公財	国認定	4	本業務は、防災教育・河川教育の普及・展開といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
浸水対策に関する技術の継承に資する情報基盤活用策検討業務	支出負担行為担当 水管理・国土保安局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年4月20日	公益財団法人 日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務は、浸水対策に係る技術の継承に資する情報基盤の活用方策等について検討することにより、地方公共団体における人材育成、技術力の向上を図り、地域特性を踏まえた効率的な雨水対策の実施の一期となることを目的として実施するものである。 業務の実施にあたり、技術の継承に資する情報基盤の活用方策に関する検討や情報・事例の整理を行う上で、情報基盤の閲覧のしやすさや効率的な雨水管理情報の収集方法を踏まえた検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されていたこと、自治体等との意見交換によるニーズの把握や情報基盤の利活用方法を示す解説書等の作成を行う等、利用者目線に立った検討が可能と考えられ、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	17,949,600	17,452,800	97.2%	-	公財	国認定	1	本業務は、下水道による効率的な雨水対策といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものとする。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	

多自然川づくり推進のための技術基準等検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全 局長 山田 邦博 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月21日	公益財団法人 リ バーフロント研究所 東京都中央区新川1- 17-24	1010005018655	本業務では、河川法改正から20年、多自然川づくり基本指針の策定から10年の実績を踏まえ、多自然川づくりのレベルアップと拡大のために必要な技術基準等の検討を行い、多自然川づくりを一層推進することを目的とする。 本業務の実施に当たっては、多自然川づくりに関する技術基準等についての体系的な分析や課題の残る河川の分析・評価を基に適用性・実用性の検討を行い、多自然川づくりのより一層の推進のために必要な方策等についてとりまとめが必要があり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、今後必要となる検討項目の進め方についてロードマップを作成して取り組むなど有効で具体的な提案があり、実用性に優れているとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	21,924,000	21,924,000	100.0%	-	公財	国認定	2	本業務は、多自然川づくり推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化、仕様書の記載内容の明確化を行うなど競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無い。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
都市緑化による暑熱対策推進のための実証調査	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月28日	公益財団法人都市緑 化機構 東京都千代田区神田 神保町3-2-4村ビル 2階	9010005011405	本業務は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催時において、暑熱対策効果のある壁面緑化等をモデル的に整備することにより、我が国の緑化技術のPRを行うため、国内外への効果的な発信手法について検討するとともに、事業者等に対して緑化手法の提案募集を行い、安全性等を検証するための簡易実験等を踏まえ、設置する緑化施設の選定及びその設計を実施することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、緑化資材の提供が可能な事業者等に対して、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催時における提案募集、提案内容の整理を行うほか、提案された緑化手法について、提案内容の施工が可能であるか、施工期間や騒音への耐久性、維持管理コスト、安全性等の項目を検証するための簡易的な緑化テストを実施のほか、平成30年度に開催予定の関係部局等と連携したプレイベントにおいて設置する緑化施設の詳細設計と施工スケジュールの検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成29年3月8日から4月6日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	29,991,600	29,966,760	99.9%	-	公財	国認定	1	本業務は、都市緑化による暑熱対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
平成29年度海外における日本庭園保全再生方策検討調査	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月28日	公益財団法人都市緑 化機構 東京都千代田区神田 神保町3-2-4村ビル 2階	9010005011405	本業務は、海外日本庭園が有する国際交流やインバウンド促進効果を適切に発揮するため、その修復に係るモデル事業の実施を通じて、外国人技術者でも庭園の維持管理を適切に行うことのできる分かりやすい維持管理マニュアルの整備等を行うとともに、日本の庭園技術者と連携した海外日本庭園を修復するための支援体制の構築に向けた検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、修復モデル庭園の選定にあつての事業効果の比較検討及び本業務において選定する日本庭園の修復計画等の作成や、日本庭園の維持管理に係る技術を外国人にも分かりやすく継承するための講習等の実施方法及び維持管理マニュアルを作成できる能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成29年3月6日から3月27日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに2者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、一般財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	19,936,800	19,872,000	99.7%	-	公財	国認定	2	本業務は、対日理解の促進やインバウンドの拡大といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上と確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞 が関2-1-3	平成29年4月28日	公益財団法人都市緑 化機構 東京都千代田区神田 神保町3-2-4村ビル 2階	9010005011405	本業務は、京都議定書第二約束期間(2013年～2020年)における、条約事務局に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、都市緑化等による吸収源算定手法の精度向上に向けた調査及び、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収源対策に係る対応方針等について検討を行うものである。 本業務の履行にあつては、整備後30年以上経過した都市公園における、生体バイオマス等の炭素ストック変化量算定の精度向上に関する調査区設定及び算定式案の検討や、植生回復活動として新たに吸収量の算定対象とする緑地や算定手法の検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切である。当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成29年3月22日から4月6日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に語った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。 その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	15,260,400	14,999,040	98.3%	-	公財	国認定	1	本業務は、都市緑化等による地球温暖化対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっているものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	有

平成29年度河川に係る活動に関する広報企画業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年5月9日	公益社団法人 日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	5010005016762	本業務は、水循環の健全化に寄与する活動団体等を表彰する「日本水大賞」の運営を補助するとともに、河川に係る活動の効果的・効率的な広報方法を企画することで、河川の維持・環境の保全等に関する活動の活性化に資することを目的とする。 本業務の実施において、流域連携や次世代への活動の継承について着目し、国の施策との整合や活動特性に応じた分類を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー」工程表等の「業務理解度」、「業務手順」及び「特定テーマに対する提案の「実現性」、「独創性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	24,894,000	24,840,000	99.8%	-	公社	国認定	1		本業務は、河川に係る活動の活性化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつてきた。企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。いもである。今後は、事業の分割化に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。	無
特定の航路網形成と港湾の物流機能強化方策に関する調査・検討業務	支出負担行為担当 官 国土交通省港湾局長 菊地 身智雄 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年5月10日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000697	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。	29,918,081	29,808,000	99.6%	-	公社	国認定	2	最終予定価格は38,440,110円、最終契約金額は38,340,000円	本業務は、港湾の中長期政策の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、最終の結果問題はない。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
下水道分野における革新的技術普及展開方策検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年5月16日	公益財団法人 日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	下水道事業においては、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省エネ等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理・更新、近年多発する集中豪雨への対応、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や地球温暖化対策、資源・エネルギーの確保など、様々な課題を抱えている。さらに、地域ごとに異なる下水道の政策課題を解決し、地域活性化に貢献することも求められる。 また、これらの課題に対応する有効な技術を民間企業が開発しても、地方公共団体は、一般化されていない技術の採用に対しては極めて慎重な姿勢であることから、有効な技術が開発されても十分活用されないという課題も抱えている。 本業務では、上記課題を踏まえ、今後実施すべき技術開発の方向性を検討すると共に、これまでに一般化された革新的技術等の普及展開方策についてとりまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることを目的とする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、一般化された革新的技術の普及展開方策の検討等が必要不可欠であり、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方は、業務の理解度及び実施手順が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	12,042,000	11,890,800	98.7%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道における技術開発の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は、事業の分割化に取り組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
連続立体交差事業による都市構造の変化に関する調査・検討業務	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月8日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他3者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、連続立体交差事業等による都市構造の変化について、駅周辺整備や高架下利用の状況を踏まえた整理を行い、円滑かつ効率的な連続立体交差事業等の推進に資することを目的として行うものである。 本業務を行うにあたっては、連続立体交差事業に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、妥当性の高い実施手順を示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務目的である都市構造の変化を整理するにあたっての具体的な比較対象、実現性及び信頼性の高い比較手法を提案し、また、事業の実施主体との協力的な体制にも着目して検討がなされるよう提案するなど、的確性・実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき連続立体交差事業による都市構造の変化に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタント/株式会社エーエヌコンサルタント/中央復建コンサルタント株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。(企画競争)	15,930,000	15,930,000	100.0%	-	公社	国認定	2		本業務は、連続立体交差事業の効率的な推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、最終の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

基幹的な公共交通の導入等における街路空間のあり方に関する調査検討	支出負担行為担当 官 都市局長 東田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月8日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他3者 東京都文京区本郷3-29-1	801000503758	本業務は、公共交通、駅前広場、自由通路等の都市交通全般について、実効性のある施策展開等を都市構造レベルと地区レベルの分類のもと、検証し、基幹的な公共交通の導入等における街路空間のあり方について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市・地域総合交通戦略に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に応用可能な業務実績を有し、都市交通施策を効果的に展開していたために、都市構造レベルの取組とともに地区レベルの施策をも、体系的に推進することができるとして、選定を評価し、検討方針を提示しているため、当該相手方の企画提案を、企業競争審査委員会及び企画競争審査委員会にて当該共同提案体を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、基幹的な公共交通の導入等における街路空間のあり方に関する調査検討公益社団法人日本交通計画協会・日本工営株式会社共同提案体と随意契約を行うものである。(企画競争)	12,938,400	12,906,000	99.7%	-	公社	国認定	1	本業務は、コンパクトネットワークの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
東日本大震災からの復興に向けた市街地整備事業におけるまちづくり推進方策検討等業務	支出負担行為担当 官 都市局長 東田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月8日	共同提案体(代表者) 公益社団法人街づくり区画整理協会 他1者 東京都千代田区紀尾井町3-32	4010005018652	東日本大震災は被災地域が広範囲で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害となったところであるが、被災市街地の復興に向けて、土地区画整理事業等により、住宅地等の造成が進められている。一方で、市町村による土地利用意向の調査結果によると、当面利用する予定のない区画も一定数存在している状況であり、土地利用の促進に向けた方策検討の必要性が高まってきている。本業務では、東日本大震災からの復興に向けた市街地整備事業と土地区画整理事業等の進捗状況について調査し、復興の早期完了に向け検討を行うこととし、さらに、住宅地等の有効活用方策の検討を行うことを目的としている。本業務の履行にあたっては、震災からの復興に向けた土地区画整理事業等において事業の進捗状況に差異が生じている要因等を分析、検証し、今後の対応策を検討するための能力、また、事業地内に供給される住宅地等の利用促進方策を検討するための能力を有している必要がある。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成29年4月24日から5月16日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、19者が業務説明書の交付を求め、2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争審査委員会」および「都市局企画競争審査委員会」に諮った結果、東日本大震災からの復興に向けた市街地整備事業におけるまちづくり推進方策検討等業務共同提案体の企画提案が、他社と比べて優れていることから、共同提案体が特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、共同提案体と随意契約を行うものである。	10,854,000	10,854,000	100.0%	-	公社	国認定	2	本業務は、震災復興の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うこととし、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成29年度 事業用自動車等に係る交通事故分析及び交通事故リスク評価による交通安全対策検討業務	支出負担行為担当 官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月15日	公益財団法人交通事故総合分析センター 東京都千代田区強楽町2-7-8	2010005018547	本業務は事業用自動車に係る重大な交通事故に関するデータを収集・分析し、道路構造面での交通安全対策の検討を行う。 また、歩中及び自転車乗車中の交通事故に関して、土地利用等のリスク評価の検討を行うとともに、リスク評価結果を踏まえ、今後の交通安全対策に活用する方策の提案を行うものである。 本検討にあたっては、事業用自動車等事故と交通事故発生要因の因果関係並びに効果要因と効果的対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。 事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十三により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。 また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関する事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故事例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと 等を業務とし、本業務の遂行にあつては十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。 従って、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,796,800	24,732,000	99.7%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路構造上の交通安全施策といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、「公共調達公正化について」(平成16年財務省第17号)の趣旨を踏まえ随意契約しているものである。	有
道路管理者による道路情報の提供方法等に関する検討業務	支出負担行為担当 官 道路局長 石川 雄一 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月21日	道路管理者による道路情報の提供方法等に関する検討業務 日本道路交通情報センター及びニュープランニング共同提案体 公益財団法人日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	本業務は、道路管理者の行う道路情報等の集約・提供方法等の検討及びシステムの詳細設計を行うことで、道路管理者による迅速かつ的確な情報提供をすることを目的とするものであり、本業務を遂行する者は、道路管理者の行う道路情報等の提供内容及び提供方法に関する知識を有しているとともに、道路情報提供システムの詳細設計を行うにあたり必要な知見を有している必要があるため、企画競争において、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求め、それを評価することが適当である。 企画競争を実施した結果、企画提案書を提出したのは上記相手方1者であったため、その内容について審査したところ、「配置予定技術者の資格、経歴、手持り業務の状況」「技術者等の業務の実績、経験及び能力」「業務実施方針及び手法」「特定テーマに対する技術提案」は業務を遂行するうえで妥当なものであると、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行する唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文: 会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	14,990,400	14,990,400	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、道路情報等の効率的な提供といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつているものである。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

中心市街地等における面的な自転車等駐車場の確保、運営方策等に関する調査検討業務	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月30日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、中心市街地等における効果的、効率的な駐輪場の確保方策や持続可能なコミュニティサイクルの運営方策等について調査・分析を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を有していることが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に活用可能な業務実績を有し、多様な観点からのキーワードが示されており、業務目的や課題を理解した着眼点・作業方針となっていることから、的確性及び実現性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を選定したものである。(企画競争) したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、中心市街地等における面的な自転車等駐車場の確保、運営方策等に関する調査検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店共同提案体と随意契約を行うものである。	12,960,000	12,960,000	100.0%	-	公社	国認定	2	本業務は、自転車利用環境の創出といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
BRT等の導入による公共交通の交通施設等のあり方検討調査	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年6月30日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他2者 東京都文京区本郷3-23-1	8010005003758	本業務は、新技術を活用してBRTシステムの導入を促進するにあたって、制度上(法律、基準等)、推進上の課題を整理し、その解決方策などを検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、公共交通の導入に関する業務を有していることが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に活用可能な業務実績を有し、新技術の導入や技術開発の促進等を体系的に整理した上で、関係者が一層に良い議論を行う場の設置など具体的な提案がなされていることから、的確性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を選定したものである。(企画競争) したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、BRT等の導入による公共交通の交通施設等のあり方検討調査公益社団法人日本交通計画協会・株式会社トータルコンサルタント共同提案体と随意契約を行うものである。	11,890,800	11,880,000	99.8%	-	公社	国認定	4	本業務は、コンパクト十人ネットワークの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
DMOを担う人材育成プログラム策定・研修実施	支出負担行為担当 官 観光庁次長 水嶋 智 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年7月10日	公益社団法人日本観光振興協会 東京都港区虎ノ門3-1-1	7010005003668	会計法第29条の3第4項 本業務は、観光地経営という視点で観光地域づくりの推進を担う組織(DMO)における中核的な人材を育成するため、平成28年度に策定した基礎プログラムのブラッシュアップを図るとともに、応用テーマを策定させ、プログラムの策定、研修を実施するものである。 本業務につき、企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の企画提案書が特定されたことから、随意契約を締結するものである。(企画競争)	25,980,436	25,980,436	100.0%	-	公社	国認定	1	本業務は、世界水準のDMOの形成・育成といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
下水処理場における最適な水質とエネルギー管理方策検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年7月20日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	本業務は、下水処理場における水質とエネルギー等の最適化方策を検討するとともに、窒素除去等の新たな手法による段階的・高度処理の促進方策を検討することで、水質とエネルギーの最適化と高度処理の推進を図ることを目的として実施するものである。 本業務の実施にあたり、下水処理場における最適な水質とエネルギー管理方策を検討する際に、PDCAによる最適化や窒素や汚濁を除去することができる「最低限必要な構造」との整合性等を踏まえた検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、留意すべき事項が適切に理解されたことと、類似施設を並列し「見える化」し、好事例やトッパンナー方式による目標設定、方向性、改善策を検討するなど記載されており、下水処理場における最適な水質とエネルギー管理方策について効果的な検討がなされると考えられ、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点から妥当であるとして企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	20,001,600	19,990,800	99.9%	-	公財	国認定	-	本業務は、下水道の高度処理の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
これからの駐車設備の安全対策の推進に係る検討調査	支出負担行為担当 官 都市局長 栗田 卓也 東京都千代田区霞が関2-1-3	平成29年8月1日	共同提案体(代表者) 公益財団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	2010005018480	駐車場は、自動車交通の重要な役割である自動車と人の乗り降りの結節点として公共交通のネットワークの一端を担っており、暮らしを支える身近な移動手段の一部として日常的に利用されている。しかしその一方で、昨今、精算機のデタの倒壊による利用者等の事故が発生している。本業務では、安全対策の推進に向けて、駐車設備と関係する安全対策に関する実証調査から整理・分析を行うとともに、駐車設備のあり方に関する検討調査を行うことにより、駐車場の安全対策の推進を図るものである。 このような背景から本業務は、設備等の安全対策に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。(企画競争) その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示したものであり、特定テーマに対する企画提案についても、駐車場の安全対策における今般の事故事例に関して適切に把握し、安全対策の推進に向けた実証調査における対象案件の抽出する視点について具体的にかつ網羅的であり、その作業方法について、事故分析等検討専門部会を設置するなど具体的に提案されている。 加えて、駐車場の安全性に関する今般の課題の実態を適切に把握し、各種制度面の検討を行うことで、検討項目を明確化してあり、その作業方法について、安全性の向上制度検討部会を設置するなどの的確性及び実現性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を選定したものである。 したがって、本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、公益社団法人 立休駐車場工業会と随意契約を行うものである。	14,936,400	14,839,200	99.3%	-	公財	国認定	1	本業務は、機械式立体駐車場の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

海上風力発電プロジェクトを支援する基地港湾のあり方検討業務	支出負担行為担当 官 港務局長 菊地 身智雄 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年8月8日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(企画競争)	19,582,819	19,440,000	99.3%	-	公社	国認定	1	無	本業務は、一般船舶航行に対する安全対策の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施しており、点検の結果問題はない。なお、本業務は平成29年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
平成29年度 コンクリート構造物の維持管理に関する調査研究	支出負担行為担当 官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年9月4日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、鉄道コンクリート構造物の構造形式に応じた変状の把握方法から対策の選定までの体系、耐震診断方法とその補強及び地震被害を受けた場合の復旧に係る体系等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして取りまとめることを目的として調査研究を行うものである。国の維持管理の基準である鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして耐えうる調査研究を実施するためには、鉄道の維持管理の特殊性を理解した上で、鉄道コンクリート構造物の構造に応じた変状や対策工等の膨大なデータ集積とその解析及び分析を行うための豊富な知見を有している必要がある。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。(企画競争)	34,999,058	34,668,000	99.1%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一着応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成29年度 コンクリート構造物の設計に関する調査研究	支出負担行為担当 官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年9月8日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、鉄道コンクリート構造物を設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、コンクリート構造物技術の最新知見を取り入れ、施工・維持管理との連携強化、新技術の導入及び技術レベルの向上を反映させたコンクリート構造物の設計に関する調査研究を行うことを目的としており、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道コンクリート構造物の工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。(企画競争)	34,896,612	34,668,000	99.3%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一着応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
平成29年度 トンネルの設計に関する調査研究	支出負担行為担当 官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年9月8日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	3012405002559	本業務は、トンネルを設計する指針である鉄道構造物等設計標準について、各種トンネル工法の最新知見を取り入れ、性能照査型設計法へ移行するため、トンネルの設計に関する調査研究を行うことを目的としており、国の技術基準として基準策定に耐えうる信頼性の高い調査の実施が必要であり、鉄道トンネルの工法及び維持管理に精通し、必要な調査研究、及びデータ解析が可能な知見を有することが求められる。当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。(企画競争)	28,913,488	28,836,000	99.7%	-	公財	国認定	1	有	本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後は、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化、事業の分割化に取り組みなど競争性を高める見直しを実施することとし、一着応募の解消に取り組みものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は平成30年度で終了する事業である。	有
実践的な河川環境の目標設定に関する検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保全局長 山田 邦博 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成29年10月12日	公益財団法人リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務では、環境目標の設定のために必要となる、物理環境データ項目の妥当性や、各河川の特徴を踏まえた項目設定等について検討し、具体的な環境目標を設定する手法をとりまとめることにより、大河川において具体的な環境目標を踏まえた河川環境の整備を推進することを目的とする。本業務の実施に当たっては、河川環境の評価項目の妥当性や地域特性を踏まえた項目設定の検討を行い、インパクト・レスポンスの検討も踏まえ、手引き(案)を修正する必要がある。豊かな経験と高度な知識が求められることから、企画提案させる必要があった。今後、企画競争による手続きを行い、その結果、上記相手方の提案は、業務内容を適切に把握しており、河川環境の定量的評価の検討方法や手引き(案)の修正について現場への展開を踏まえるなど、有効で具体的な提案があり、的確性、実現性に優れているとして企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	16,977,600	16,956,000	99.9%	-	公財	国認定	2	無	本業務は、実践的な河川環境の目標設定といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はないが、更に事業の分割化を行うものとし、引続き競争性の向上に確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

河川行政等の理解の促進に関する検討業務	支出負担行為担当 官 水管理・国土保 局長 山田 邦博 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成29年10月13日	公益財団法人日本河川協会 東京都千代田区 麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	5010005016762	河川行政の遂行にあたっては、国民、地方公共団体等の理解が不可欠であり、適切な情報発信による河川行政への理解促進が重要である。このため、対象に応じたわかりやすい確かな情報発信が求められている。 そこで本業務では、近年の河川行政を取り巻く情勢の変化や、過去の災害や河川行政に係る重要な施策について整理し、資料作成を行い、現在の情勢に沿ったわかりやすい確かな情報発信により、適切に広く一般に河川行政への理解を促す方を検討する。 本業務の実施にあたっては、河川行政等の理解の促進に関する検討に高度な知識と技術を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の企画提案は特定テーマに対する的確性と実現性等の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。 根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	11,718,000	11,718,000	100.0%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川行政等の理解の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、契約準備期間等の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題は無いが、更に事業の分割化を行うものとし、引き続き競争性の向上・確保に努めるものとする。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。	無
平成29年度 車両機器に係る振動の影響に関する調査研究	支出負担行為担当 官 大臣官房会計課長 海谷 厚志 東京都千代田区 霞が関2-1-3	平成29年11月6日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町 2-8-38	3012405002559	鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。 このような中、平成28年5月にJR北海道石狩線において、列車が脱線した。その後、運輸安全委員会より公表された事故調査報告書において、脱線の原因は、車輪踏面の円周形状不整による著大な振動が関与したことにより、減速機吊りピンが脱落したものと指摘されている。輪軸からの入力により各部に発生する振動が車両機器に与える影響については、振動伝達特性の詳細が明らかになっていない部分もあることから、改めて検証を行う必要がある。昨年度までは、直線区間を走行する際の台車内各部の加速度PSD(パワースペクトル密度)について、実用的な精度で推定することができたことから、今年度は力行時における台車内各部の振動環境推定手法の検討等、より実態に則するように振動環境推定手法の高度化を図る。更に、昨年度までは軸箱加速度から台車内の応力発生状況(時系列データ)を推定するための基本的な検討として、台車内各部の応力PSDを推定する手法について検討してきたところであり、今年度は当該推定手法等により得られる応力の時系列データから従来の強度評価への適用可能性の検討を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価の結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,985,792	11,880,000	99.1%	-	公財	国認定	1		本業務は、鉄道の安全・安定輸送といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参入要件等の見直し、仕様書の記載内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。今後は、契約準備期間等の確保、事業の分割化に取組むなど競争性を高める見直しを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。なお、本業務は平成30年度で終了する事業である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。